

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人たすけあい泉

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人たすけあい泉（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。役員としての職務執行を常勤で行う者及び職員を兼務し職員給与規程に基づく給与を受けている者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。非常勤理事・監事・評議員のことである。
- (4) 当法人における常務理事とは、定款第16条第3項における業務執行理事のことである。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、勤務形態に応じて、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員に対しては、報酬を支給する。なお、常勤理事で職員を兼務する者に対しては、職員としての職務とは別に、役員としての職務に応じて報酬等を支給する。
- (2) 非常勤役員に対しては、業務に応じた報酬を支給する。
- (3) 評議員に対しては、業務に応じた報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等は別表1に定める額とする。

- 2 非常勤の理事に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 監事に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
- 4 評議員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事（職員を兼務する理事を含む）に対する報酬の支給の時期は、毎月末日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第5条の規定に準じて支給）とする。

- 2 非常勤の理事、監事、及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は現金により本人に支給する。ただし本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は法令で定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算金額に1円未満の端数が生じたときは、1円に切り上げ

る。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

旧規程「役員及び評議員の報酬等に関する規程（平成30年4月1日施行）」は本規程の施行をもって廃止とする。

別表1（常勤理事の報酬）

役職名	報酬月額 (1人あたり上限)	年度総額 (1人あたり上限)
理事長	月額 615,000円を上限	年額 7,380,000円を上限
常務理事	月額 430,500円を上限	年額 5,166,000円を上限
理事	月額 307,500円を上限	年額 3,690,000円を上限

※役員の年度総額は、年間 27,500,000円を上限とする。これには、常勤役員（常勤理事）及び非常勤理事・監事を含むものとする。

別表2（非常勤理事の報酬）

	日額
理事会等会議への出席	5,000 円

別表3（監事の報酬）

	日額
監事監査等への出席	20,000 円
理事会等会議への出席	5,000 円

別表4（評議員の報酬）

	日額
評議員会等会議への出席	5,000 円

別表5（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	月額
常務理事	95,600円
その他常勤理事	95,600円